

## 見附市地域公共交通計画策定業務 及び 見附市利便増進実施計画策定業務 委託仕様書

### 1. 目的

当市では、令和3年3月に見附市地域公共交通計画（計画期間：令和3年度～令和8年度の6年間）を策定し、将来にわたって持続可能な公共交通網の構築を目指すマスタープランとして公共交通施策に取り組んできた。しかしながら、高齢化等により公共交通の需要は高まっているが、供給する交通事業者側はドライバーの高齢化や新たな担い手の不足により現状のサービスレベルの維持が困難な状況になってきている。また、新たな課題として、令和7年度に策定した「見附市学校適正配置計画」に基づき学校の再配置を進めるにあたり、児童・生徒の登下校時の移動手段を確保していく必要がある。

そういった状況に対応していくべく、市に存在する交通資源をフル活用し、持続可能な公共交通体系を構築していくための検討を進めていくところである。

これらを踏まえ、本業務では、令和9年度からの5年間の見附市の公共交通のあり方を整理し、今後より一層深刻化するドライバー不足や学校の再配置により生じる子どもの移動手段確保等の地域の課題を見据え地域の実情に見合った持続可能な公共交通ネットワークの構築を目指し、見附市地域公共交通計画の策定を行うとともに、併せて利便増進計画を策定する事で効果的な施策の検討を行うために本プロポーザルを行うものである。

### 2. 業務名称

見附市地域公共交通計画策定業務

見附市利便増進実施計画策定業務

### 3. 委託契約期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、契約期間内に提出を求める成果物等の納入期限は協議により定める。

### 4. 計画期間及び業務の範囲

見附市地域公共交通計画の計画期間は、令和9年度から令和13年度までの5年とする。業務の範囲は、見附市全域とする。ただし、見附市と他市町村を結ぶ鉄道や路線バスが運行されているため、広域的なネットワークのあり方なども含めて検討すること。

### 5. 業務内容

#### 【見附市地域公共交通計画策定業務】

国土交通省の地域公共交通計画の「アップデートガイダンス」に準拠し、下記の業務を行うこととする。

#### (1) 地域概況の整理

### ①地域の現況整理

既存資料等により、地域特性のデータを収集し整理すること。

- ・地区別の人口、人口密度、生活関連施設、観光施設等の分布状況
- ・地区別の移動実態やアクセス性、交通弱者の状況等

### ②上位・関連計画等の連携

第6次見附市総合計画、見附市都市計画マスタープラン、見附市立地適正化計画等との整合を図ること。

### ③公共交通の現況整理

各運行形態(鉄道、路線バス、コミュニティバス、タクシー、デマンド型乗合タクシー、スクールバス等)や路線ごとの運行内容、利用状況、これまでの取組状況を整理し、それらをもとに、各運行形態(複数路線がある場合は路線別)の評価を行うこと。

## (2) 公共交通に係るニーズ把握

### ①市民アンケートの設問内容作成や集計

日常生活における移動方法や公共交通の利用頻度、利用率向上の課題等を把握するため、市民を対象としたアンケートを実施する。

アンケートについては、広く市民を対象としたもの及び公共交通利用者を対象としたものを実施すること。

なお、アンケートの実施にあたっては、設問内容の作成、印刷、配布、集計及び分析までを事業者が行うものとし、具体的な実施方法については提案によるものとする。

また、市は必要に応じて周知等の協力を行う。

### ②関係者ヒアリング

鉄道や路線バス、タクシー等の運行事業者、庁内関係部局、送迎サービス提供者等の地域公共交通関係者を対象にヒアリング調査を行い、利用者特性や運行上の課題、各関係者にとっての現状と課題、関係者が認知している利用者や市民の声を把握し計画に反映させること。

## (3) 地域公共交通課題の整理

市民アンケートや、交通事業者からのヒアリングから得られた情報を基に市内の交通課題を整理。特に、現状市で認識している下記課題については詳細な整理を行うとともに、(4)において施策・事業の検討を行うこと。

- ・運転手不足などにより既存公共交通のサービス提供力の低下が懸念される中での持続可能な交通体系
- ・学校の再配置により生じる子どもの移動手段確保
- ・夜の移動手段の確保

## (4) 課題解決のための施策・事業の検討

- ・地域の現状及び将来見通しを踏まえ、見附市が目指す「地域公共交通体系」の整理
- ・市の現状から整理された交通課題に対応する施策の設定

- ・検討した施策の内から、特に深めるべき内容について利便増進実施計画への掲載
- (5) 計画の達成状況の評価に関する事項の検討
- PDCAサイクルが可能な定量的な目標設定や、実施状況の評価方法等について検討すること。
- (6) 地域公共交通計画案の作成
- (7) 見附市公共交通活性化協議会運営支援
- 見附市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の運営を円滑に進めるため、必要な支援を行うものとする。
- ・協議会への出席
- 受託者は、協議会に出席し、検討内容に関する説明、資料に基づく補足説明及び技術的助言を行うこと。
- ・実施回数
- 協議会の開催は、原則として年3回程度を予定する。

#### 【見附市利便増進実施計画策定業務】

国土交通省の「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」及び見附市地域公共交通計画計画案に基づき見附市利便増進実施計画案を作成する。

#### 6. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 業務報告書 1部
- (2) 地域公共交通計画（冊子：A4版、カラー） 50冊
- (3) 業務項目の遂行において作成した各種資料、分析等に用いた電子データ一式

#### 7. 委託期間及び成果品の提出期限等

本業務の委託期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。成果品の提出期限及び納入場所は次のとおりとする。

- (1) 最終成果品  
提出期限：令和9年3月31日  
納入場所：見附市都市環境課
- (2) 地域公共交通計画原案  
提出期限：令和8年12月21日

#### 8. 完了検査

- (1) 受託者は、本業務の完了後、定められた形式の成果品を速やかに提出し、統括責任者の立ち合いの上で検査を受けなければならない。

(2) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所等が発見された場合は、速やかに協議会が必要と認める訂正、補正その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は、受託者の負担とすること。

#### 9. 成果物の帰属

業務による成果品及び派生する権利等の副産物は、すべて市に帰属するものとし、市の承諾を受けずに公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。

#### 10. 個人情報の保護・秘密の保持

(1) この業務の履行にあたり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。

(2) 受託者は、この業務の履行にあたって、直接または間接に知りえたすべての情報について、外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

#### 11. 疑義の協議

仕様書等に明示されていない事項又は疑義が生じた場合、その都度、市と受託者が協議の上、市の指示に従うものとする。

#### 12. その他

(1) 業務の遂行にあたっては、市担当者との十分な打合せを行い、業務を誠実に履行する事。

(2) 本業務のすべてを第三者へ委託することを禁止する。なお、業務の品質や生産性を向上させるために業務の一部を再委託する場合、市に事前に承認を得る事。

(3) 受託者は本業務の遂行にあたり、関連する法令等を遵守し、業務を円滑に進めなければならない。